

2018年6月

外為法に基づく適法性確認へのご協力のお願い

銀行には、お客さまから外国為替取引を受付する際に、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」）第17条により、そのお取引が外為法上の規制対象取引ではないことを確認することが義務づけられております。お客さまにおかれましては、法令に基づく確認義務の適正な履行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

※ 規制対象取引の場合は、財務大臣や経済産業大臣の許可・承認等が必要ですので、許可証・承認証等をご提示いただき、所要の手続が完了していることを確認させていただきます。

規制対象取引	<p>1. 送金依頼人や受取人に関する規制</p> <p>● 北朝鮮居住者を受取人とする送金（一部の例外を除きます）、および「資産凍結等の措置の対象者」として外務省告示により指定された個人や団体が依頼人や受取人となる送金は、規制対象取引です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「資産凍結等の措置の対象者」には、「タリバーン関係者等」「北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者」「イランの核活動等に関与する者」など十数種類のカテゴリがあります。個々の氏名・名称その他の情報は、財務省のホームページ等でもご確認いただけます。 <p>http://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html</p>
	<p>2. 送金目的に関する規制</p> <p>● 以下の目的で行う送金は、規制対象取引です。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 北朝鮮を原産地または船積地域とする貨物（商品）の輸入・仲介貿易代金の支払 ロ. 北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易代金の支払 ハ. 北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的の支払 ニ. イランの核活動等、またはイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動に寄与する目的の支払 ホ. 他者と共同して設立する組合その他の団体（ただし、漁業、皮革・皮革製品の製造業、武器の製造業、武器製造関連設備の製造業、麻薬等の製造業を営むものに限る）の、外国における事業活動に充てるための支払

★お取引によっては、さらに詳細な内容をお伺いしたり、関連資料のご提供等をお願いすることがございます。また、内容によりご要望に添えないこともございます。何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。

（例）・輸入・仲介貿易の送金の際、商品の船積地域については国名ではなく、都市名をご記入願います（特に中国・ロシア・韓国の場合）。

- ・「うに」「あさり」「さるとりいばらの葉」「まつたけ」の4品目の代金の送金などでは、原産地・船積地域等に関する資料の提供をお願いいたします。
- ・2018年7月以降、「しじみ」「ずわいがに」「けがに」「赤貝」「えび」「ういの調製品」「なまこの調製品」「ひらめ」「かれい」「たこ」「はまぐり」「あわび」の12品目については、中国（香港・マカオを含む）・ロシア・韓国あて送金の場合、原産地・船積地域等に関する資料の提供をお願いいたします。
- ・中国のDANDONG（丹東）、DONGGANG（東港）、YANJI（延吉）、HUNCHUN（琿春）ほか、2018年7月以降は、中国の遼寧省・吉林省・黒竜江省の北朝鮮近隣地域あて送金につきましても、お取引内容の詳細を確認できる資料をご提供いただいたうえ、個別に検討させていただきます。

以上